



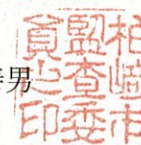
監 査 委 員 公 表 第 6 号
令和6（2024）年10月31日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博



柏崎市監査委員 内 山 万寿男



柏崎市監査委員 星 野 正 仁



記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
上下水道局 経営企画課	ア 料金の徴収事務 水道、下水道料金 イ 営業外収入金の徴収事務 （ア）行政財産使用料 （イ）下水道占用料 ウ 契約事務 （ア）修繕請負契約 （イ）業務の委託契約
上下水道局 建設課	ア 収入金の徴収事務 （ア）水道管負担工事負担金 （イ）移設補償費 （ウ）水道工事申込手数料 （エ）水道加入金 （オ）公共下水道事業受益者負担金 （カ）農業集落排水事業加入分担金 イ 契約事務

	(ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 (ウ) 建設工事請負契約
上下水道局 施設維持課 (含 赤坂山浄水場、 自然環境浄化センター)	契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 (ウ) 建設工事請負契約

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮の上、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 料金の徴収事務 (2) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和6（2024）年9月1日から令和6（2024）年10月10日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。